

## 伝統文化振興財団(案)の設立主旨

### 1. 佐渡市の文化を取り巻く現状及び課題

人口の減少や高齢化、国・地方財政の縮小、SNS等の情報通信技術の発展など、文化を取り巻く環境の変化により、以下のような現状と課題が浮き彫りになっています。

#### 現状と課題

- ・少子高齢化の進行により、文化活動を担う人材不足や次世代を担う若年層の流出など、地域に根ざした**伝統文化の継承が懸念される状況**
- ・「佐渡の宝」である伝統芸能等の文化資源を、**地域活性化や交流人口の拡大に十分活かされていない状況**
- ・文化に関する**情報提供や文化活動が少ない状況**

### 2. 文化振興体系の確立と伝統文化振興財団の設立

これらの現状と課題を解決するには、行政、文化団体、市民が積極的に携わり、専門的でありながらも柔軟スピーディな対応が可能となる文化振興体系を確立する必要があります。この文化振興体系を支える組織として各地で文化振興財団が設立されてきており、佐渡市としても文化振興財団を設立することで以下のメリットが生まれ、文化振興施策を柔軟且つ効率的に進めることが可能となります。

### 3. 文化振興財団設立による主なメリット

- ・専門人材の育成や専門職員の配置により、企画力の充実と文化団体や市民からの相談体制が強化できます。
- ・特化した事業や柔軟スピーディな事業運営が可能（市は公平、安全を求めなければならない。）となります。
- ・市の事業、予算は単年度であるが、文化振興に欠かせない長い時間をかけて携わる長期的な企画ができ、より魅力的な事業実施が可能となります。
- ・行政で実施できない部分（未指定文化財への支援等）が可能となり、佐渡市の文化全体の底上げが期待できます。
- ・市民や市民団体、ボランティア団体などの民間と協働できるため、市民が文化活動に関わりやすくなります。
- ・財団の目的に賛同する市民や企業から資金的な応援を受ける体制ができ、将来的には佐渡市の財政負担も軽減されていきます。
- ・文化施設等の指定管理委託や事業委託などを行えることで、行政のスリム化と市民サービスの向上に繋がります。

### 4. 法人形態

社団法人と財団法人はどちらも非営利の法人ですが、社員を集めて運営する社団法人に対し、寄付などの財産を集めて運営するのが財団法人になります。財団法人は、財産の管理者が財産を運用し、その運用によって生ずる収入や恒常的な賛助金をもって、助成活動などを行います。よって、寄付を集めて文化振興事業を行う法人は、一般財団法人として設立する

ことが望ましいです。

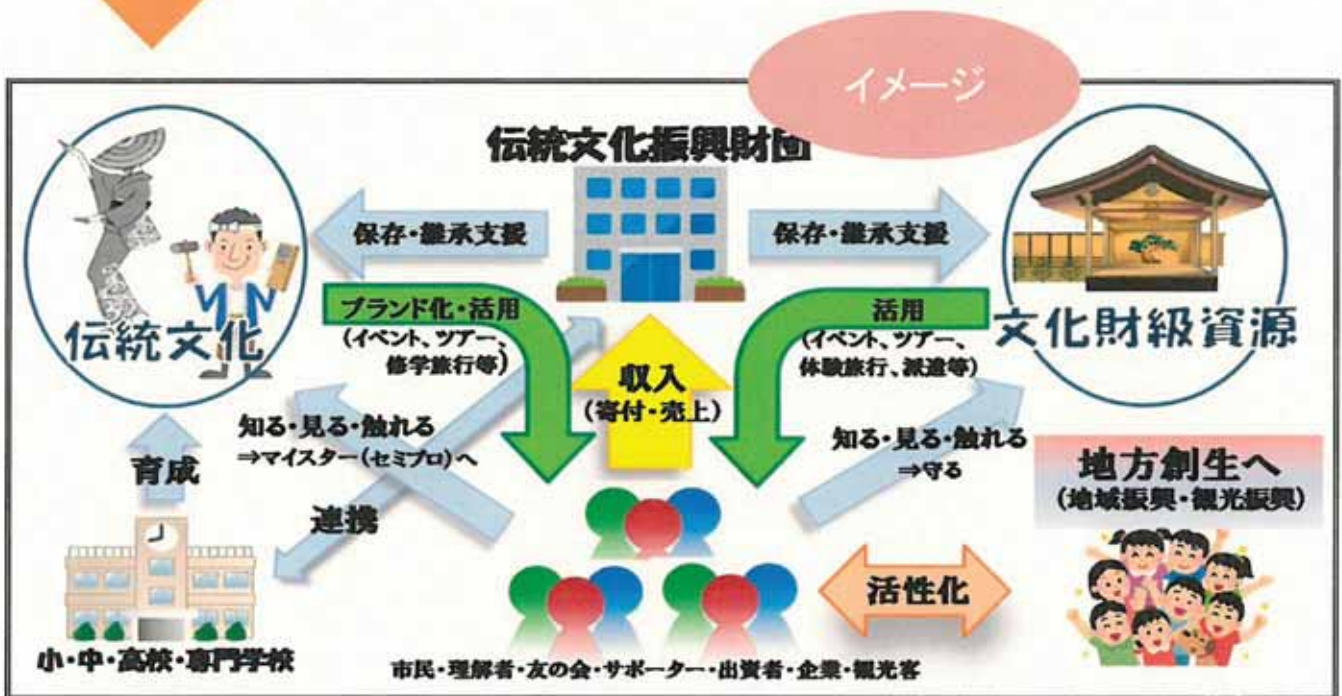
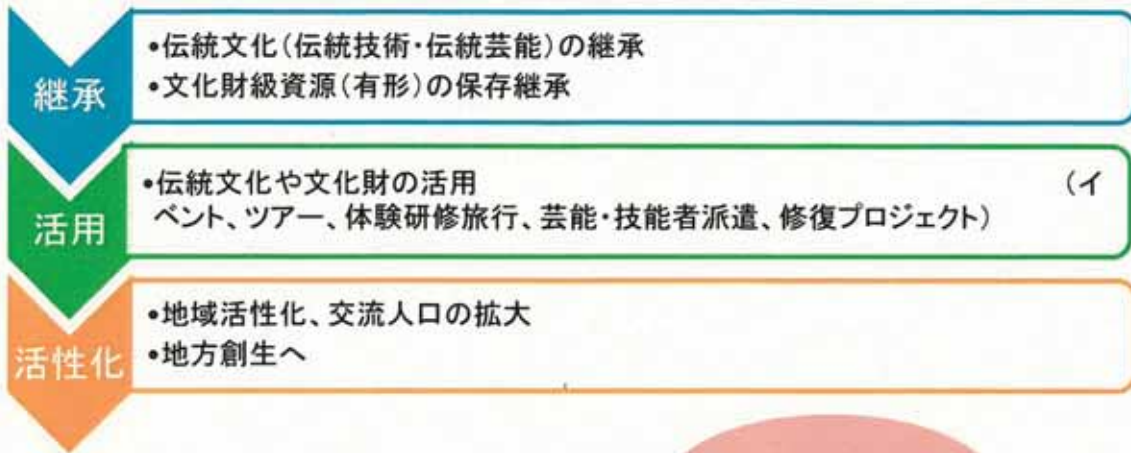
将来的には寄付金優遇措置や社会的信用度が増す公益財団法人に移行することも望まれますが、認可を受けるためには多くの認定要件と適切な会計処理、法人としての安定した経営基盤が必要となるため、すぐに公益法人になることは難しい状況であり、当面の間は一般財団法人として運営していくことになります。

## 5. 法人理念

佐渡市の伝統文化を振興するために設立される法人であり、伝統文化の保存・継承・活用により地域の活性化、そして地方創生へと繋がります。

一方で、目的を遂行するためには財政基盤が必要であり、一法人として行政の補助金に頼らない経営力を養っていく必要があります。賛同者からの寄附金を集めることも重要ですが、何よりも自ら稼ぐ力も必要となってきます。これは、文化を売り物にするという意味ではありません。「文化を活用して収益を上げ、収益を活用して文化を守る」ことが地方創生へ繋がる道となります。これらを達成するために的確な人材を配置し、法人運営をしていく必要があります。

# 伝統文化を振興し地方創生へ(伝統文化振興財団)



**財団業務**

事業	計画	2年後			4年後		6年後	
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	
伝統文化(技術・芸能)振興事業	伝統文化の次世代継承	知る(講演会等)	見る(展覧会等)	触れる(体験会等)	経験を積む(マイスター養成事業等)	修得する(現場派遣等)	認められる(マイスター認定・助成)	
	伝統文化の活用	活用サポート(コーディネート・サポート・組織化・商品化・宣伝・営業・販売)						継承・活用
文化財保存・活用事業		プロモーション(イベント・ツアー・体験研修旅行・派遣・修復プロジェクト)						
文化財保存・活用事業		文化財級資源保存・活用事業(有形文化財助成等)						地方創生へ
情報発信事業		情報発信事業(知らせる・広める・呼び込む)						
歴史文化普及啓発事業		歴史文化普及啓発事業(郷土史講座、講師派遣等)						

地方創生へ (地域振興・観光振興)

伝統文化の振興

情報発信

第1回設立準備会資料(その3)

財団設立スケジュール(案)

年	月	内 容
29	9	準備会会員の選定・依頼
	10	第1回設立準備会（設立計画の概要）
	11	第2回設立準備会（業務・予算・組織）
	11	第3回設立準備会（業務・予算・組織）
	12	当初予算（出損金、設立補助金、運営補助金）の提出
	12	第4回設立準備会（定款・規則等）
30	1	第5回設立準備会（定款・規則等）
	2	第6回設立準備会（理事、評議員等選出）
	4	設立補助金拠出（佐渡市⇒準備会）
	4～6	財団設立準備（備品購入・臨時職員採用等）
	6上	設立時役員会
	6末	定款認証、出損金拠出（佐渡市⇒準備会）
	7/2	設立登記・文化振興財団設立（事業開始）
	7	運営補助金拠出（佐渡市⇒財団）
31		
32		
36		

## 第1階設立準備会資料(その4)

### 佐渡市文化振興財団設立準備会開催要綱

(趣旨)

第1条 (仮称)佐渡市文化振興財団を設立するに当たり、広く有識者等からの意見、助言等を求めるため、(仮称)佐渡市文化振興財団設立準備会(以下「準備会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 準備会において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) (仮称)佐渡市文化振興財団の設立準備に関すること。
- (2) その他教育委員会が意見等を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、おおむね10人程度に準備会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験又は知識を有する者
- (2) 文化活動を行う団体の代表者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 前項の場合において、教育委員会は、原則として同一の者に継続して準備会への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 準備会の参加者は、その互選により準備会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 準備会の開催期間は、おおむね1年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 教育委員会は、会議の開催日時、場所、意見等を求める案件その

## 第1階設立準備会資料(その4)

他必要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 準備会の参加者又は関係者は、準備会で知り得た秘密を漏らしてはならない。準備会が終了した後も、同様とする。

(庶務)

第9条 準備会の庶務は、社会教育課佐渡学センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、準備会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。